

## 松崎明氏による『週刊現代』訴訟の勝利判決にあたって

J R総連の松崎明前特別顧問が『週刊現代』の記事をめくり執筆者の西岡研介記者と発行元の講談社を相手取り1億1千万円余りの損害賠償と謝罪広告を求めていた裁判で東京地裁は10月26日、被告らに550万円の支払いを命じる勝利判決を発した。悪辣なマスコミ報道の不法行為を認め、一個人の訴えとしては高額な賠償金支払いが命じられた判決は、画期的である。

西岡記者の『週刊現代』の記事は、「テロリストに乗っ取られたJ R東日本」として、三鷹事件の発生と同じ日の2006年7月15日から24回にわたり連載。松崎氏に関し、革マル派最高幹部、列車妨害を自作自演し指導、組合費の横領や私物化、J R東日本を支配しているなどの記述で、毎号、顔写真を本誌に掲載。しかも「反社会集団」と言いつつも具体的には何一つ上げず、車内吊広告や新聞広告での大宣伝とを合わせて、松崎氏の社会的信用を大きく失墜させた。さらに、組織破壊者＝嶋田一味も記事に登場し、悪宣伝に加担することで、J R浦和電車区事件をはじめとした反弹圧の闘いを進める我々の社会的孤立化を狙ってきたのだ。

裁判長はいずれも、基本的には社会的評価を低下させた記事であることを認めた。具体的には「列車妨害に関与した印象を与える記事には真実性や相当性もなく不法行為である」とした。また「J R東労組や株さつき企画、日本鉄道福祉事業協会などの私物化」や「J R東日本を支配」といった記事については、「立証もされておらず、不法行為が成立する」として、記事の信憑性をことごとく否定した。

しかし、西岡記者が「松崎氏が革マル派最高幹部」「組合財産の横領」などの警察情報を信じたことは、「過失ではない」として訴えを退けている。また、毎号顔写真入りで連載されたことには一言も触れず、謝罪広告については「名誉回復措置として相当でない」と認めなかった。

西岡記者は警察から情報を得たことについて、他の裁判の『陳述書』でも明らかとなっている。えん罪が多すぎる日本で垂れ流しの警察情報を信じ、それに左右され記事をでっち上げることは明確な犯罪であり、正義ではない。そして権力に加担して記事を作成したことは公益目的とは言えず、本来のジャーナリストの姿としてはあるまじき行為だ。そのうえで「テロにも戦争にも反対」と主張し、その立場で運動を進めてきた松崎氏をターゲットに、「報道の自由」と称して人権を否定し、デタラメな記事を公表したことは、卑劣で悪質で、反民主主義的な行為だ。こうして我々の人格的代表者の松崎氏を誹謗し、己の“怨念”からJ R総連・J R東労組破壊を進めてきたことは断じて許されない。松崎氏は、控訴して闘うことを明らかにしている。

私たちはこの間、松崎氏とともに裁判を闘う中で「反弹圧闘争本部」を設置し、50名余りの組合員が全国で「本人訴訟」を提起した。講談社への『公開質問書』でも糾してきた。我々の怒りと日本の労働運動を「産業報国会化」させてはならない思いをもって弾圧に対する反撃の全包围網を構築し、反転攻勢の闘いを創り上げてきたのだ。その意味では松崎氏の勝利は、内容的にはJ R総連・J R東労組にとっての勝利判決である。

社会悪と闘い弱者と連帯してきた我々は、労働組合としての責任をさらに果たしていこう。今回の裁判の勝利は、その一里塚である。J R総連はこれからも全うな労働組合としての活動をおこなうことを堂々と明らかにし、松崎氏の控訴審を支援するとともに、J R浦和電車区事件・蒲郡駅事件の勝利をはじめ、反弹圧の闘いにさらに立ちあがることを全組合員に訴える。

2009年10月26日

全日本鉄道労働組合総連合会（J R総連）